

予算特別委員会

3月15日（木）午後1時3

0分開議

議題1 「議案第21号 平成24年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ

いて

2 「議案第22号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」

の審査について

3 「議案第23号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい

て」の審査について

4 「議案第24号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

5 「議案第25号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定に
ついて」

の審査について

6 「議案第26号 平成24年度嵐山町水道事業会計予算議定について」

の審査

について

○出席委員（13名）

1番 森 一人 委員	2番 大野 敏行 委員
3番 佐久間 孝光 委員	4番 青柳 賢治 委員
5番 小林 朝光 委員	6番 畠山 美幸 委員
7番 河井 勝久 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 清水 正之 委員	10番 安藤 欣男 委員
11番 松本 美子 委員	12番 渋谷 登美子 委員
13番 吉場 道雄 委員	

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長 島 邦 夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
主席 主 査	岡 野 富 春

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
青 木 務	長寿生きがい課長
戸 野 倉 弘 美	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課 長
近 藤 久 代	長寿生きがい課包括支援担当副課長
大 澤 雄 二	上下水道課長
奥 平 清 人	上下水道課管理担当副課長
深 澤 清 之	上下水道課施設担当副課長
山 下 隆 志	上下水道課下水道担当副課長
加 藤 信 幸	教育長

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達し

ておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎諸般の報告

○吉場道雄委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第24号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計
予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 1つ、保険税を県内でも多くが上げていますけれども、本町上げなくて本当によかったなというふうに思いました。どんな工夫をして、どんな見通しのもとに上げないというようになったのか伺えればというふうに

思います。

○吉場道雄委員長 ページ数がわかったら。

○川口浩史委員 それから、ヘルパーの関係なのですからけれども、ちょっとページがわからないみたい。よろしいですか。ヘルパーの時間割といいますか、今度変更になるというふうに聞いているのです。今度短くなるということで、報酬も下がるということで、まずちょっとその理由を伺いたいというふうに思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思
います。

まず、1点目の保険料の関係でございます。過日、条例改正のときにも若干ご説明をさせていただきました。今回、嵐山町におきましては、保険料ごとの基準額を4,000円ということで、第4期の金額を据え置いたということでございます。この理由といたしましては、1つには、今後3年間の必要とされる給付費の見込額を適正に見込ませていただいたということでござい
ます。高齢化が進行してる中にありまして、当然被保険者数ふえていく、認定を受ける方もふえていく、認定率もふえております。こういった中にありま
しても、実績をきちんと見込みまして算出をいたしましたということでございます。

あと、一番大きな理由というのは、支払準備基金あるいは県の財政安定

化基金からの交付金と、こういったものを最大限に活用ができたというふう
に考えております。保険料で換算をいたしますと、この両基金を取り崩すあ
るいは交付金をいただくことによりまして、月額で申し上げますと 570 円保
険料を引き下げることができたと。こういったものを活用して、据え置かせて
いただいたということでございます。

2点目のヘルパーの関係でございますが、国のほうで今回、介護報酬の
改定と、これは3年に1度行えることになっておりますが、その中で訪問介護
の生活援助の時間区分のことを委員さんご質問になっておられるかと思いま
す。参考までに申し上げますと、これまで時間の区分が2つございまして、
30分以上 60分未満というくくりと、60分以上というくくり、この2つがあつた
かと思えます。これを 20分以上 45分未満並びに 45分以上と、こういった
2つの区分に変更するというような介護報酬の改定がなされるということに
なっております。

こうした理由ということでございますが、これにつきましては国のほうでた
しかモデル的に、実際にヘルパーさんのその活動されている状況等を検証
し、このような改定がなされたというふうに関及しているところでございま
す。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうしますと、値上げの件なのですが、これからもこの推

移でいけば値上げをしなくても済むというふうに見ていけば、次の改定期にも対応できるというふうに、仮にですよ、このまま推移した場合。できるというふうに言えるのかどうか、ちょっとその点伺いたいと思います。

それから、ヘルパーの件なのですが、モデル的なものを検証してということなのですが、20分から45分ですよ。洗濯をする場合、もう洗濯機が回っている時間だけでも、もう三十数分かかっているということなのです。当然、その間、掃除とか料理なんかもできるのですけれども、でもそうそうにはし切れない、どこの家でもでき切れない、まさにぎりぎりの状態だということも言われているわけなのです。ちょっとこれはきついなというふうに、いかがなのでしょう、現場抱えている課として。そういう率直なご意見というのはお持ちにならないのかどうか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の6期計画についてというご質問でございますが、正直なところ、今回かなり無理をして据え置きをさせていただいたような状況もございます。基金の残も比較的少なくなったということはございます。また、今後、4期と同じように積み立てができるかというふうに考えた場合に、正直申し上げてかなりきついのかなというふうには感じております。現在の状況で推移していった場合、6期については、そのときの制度的なものもございますし、状況がどのように変わっていくかということも当然ありますが、この介護保険

制度を利用されている方が増加傾向にあるということを踏まえれば、かなり厳しいのかなというような印象は持っております。

2点目のヘルパーの関係でございます。今回の改正につきましては、私もいろいろな情報をとりますと、45分で何ができると、洗濯さえもできないのではないかなというような、そういった現場の声というのは耳に入ってくるわけでございますが、仮に今回こういった改正が行われて、この改正自体が何か問題があるということであれば、当然国においても、次の改正のときに見直すということも考えられるのかなというふうには個人的には思っております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 率直なご意見いただきましてありがとうございました。

ヘルパーの件なのですが、かなり厳しいというのはいろんなヘルパーさんからも情報が入っているみたいですので、私にもそういうふうに聞きますので、ぜひというか、町独自の対応ができないかなというふうに思うのですが、けれども、ちょっとその点伺いたいと思います。

値上げの件に対して、本当に今回値上げしていただかなくて、関係者というか被保険者の人は助かっているというふうに思います。

その点だけ、ちょっとお願いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

ヘルパーの関係で町独自に何か考えられないかというご質問でございますが、介護保険制度自体が基本的には国の制度、国がしているものでございます。今後もこういった基準に基づきまして実施をしていきたいというふう
に考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 この内容のところはどこだかわからないのですが、今回、この制度が、介護保険が改定になるに当たってアンケート調査はされたのでしょうか。それで、そのアンケート調査の中でどういったご意見、例えば居宅介護をするのが望ましいだとか、そういうような内容はどのような内容があったのかお聞きをしたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回の第5期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画をつくるに当たりまして、100名の方からアンケート調査というかニーズ調査という名称でとらせていただいたのですけれども、行っております。これにつきましては、要介護・要支援をとられていない方800名及び軽度の認定をとられている方200名を対象に行いました。こういった.....

〔「1,000名じゃない」と言う人あり〕

○青木 務長寿生きがい課長 申しわけございません。要介護をとっていない方 800名と、軽度の認定をとられている方 200名、合計 1,000名でございます。失礼いたしました。

行ったのですけれども、その中で皆さんがどういったことを望んでいるかというような、今後どういった暮らしをしていきたいかというご質問がございました。その中では、たしか、ちょっと資料を持ってきていなくて大変申しわけないのですが、8割を超える方が、やはり在宅で生活をしたいと。その内訳としては、家族の介護を受けながら在宅で生活したいという方が6割強、介護保険制度を使いながら在宅で生活をしたいという方が2割程度いらっしまったかと思えます。こういった結果から見ますと、やはり多くの方が住みなれた我が家でのいうのでしょうか、こういった地域で生活を望んでいるというのがはっきりわかったと。こういった結果というのは、国が今示している地域包括ケアシステム、こういったものを裏づけるものなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 先日、改定の議案の中で、24時間の介護の見守りというか、そういうのは本町においてはやらないということでしたが、しかしながらアンケートの内容では、やっぱり在宅介護を希望されている介護者

が多いなというのは今のお話でわかるし、先日、和光市のほうのちょっと会合の話を聞く機会がございまして、そちらのほうでもやはり内容は同じでした。しかしながら、向こうは市ですし、規模も大きいので、24 時間体制をやっているというお話を聞きまして、本町におきましては、では家で介護をする場合にどういったケアというのか、そういうものができるのか、ちょっとお話を聞きたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今、24 時間のサービスのお話をされました。現在、夜間の訪問介護という制度自体がございまして。ただ、嵐山町においては、実施をしておりません。この夜間介護自体も、たしか以前調べたときには、埼玉県内で6つの市だけが実施ができています。それも、ほとんどが県南あるいは県東、東です。こういったところでのみしか実施がされていないと。ということは、やはり職員体制の問題があったり、経費的な問題があったり、そういったことからこういった事業に参入する事業所自体がなかなか出てこないというのが現状にあらうかと思えます。

夜間対応型であってもそのような状況でございまして、24 時間サービスについては、今回の5期の計画の中にあってはサービス自体を見込んでおりません。それは、やはり事業所の問題が一番だと思います。また、嵐山町におきまして、そういった24 時間のサービスを現状において必要とされる

方というのは、こちらでは把握をしていないというか、そういった対象となる方がいないというふうを考えております。

ただ、現在はそういった状況ではありますが、先ほども申しあげましたように、在宅での生活を望む方が大半だという現状からすれば、この先は当然こういったサービスも必要になってくるのかなというふうには思います。このサービス自体、地域密着型サービスということで、その市町村ごとにつくっていくサービスなのですけれども、例えば嵐山町でそういった方がお一人、二人いても、では嵐山町で事業ができるかという、もう事業自体が成り立たないわけです。これは、制度的な問題もあるのだと思うのですけれども、そういった制度自体を例えば今後見直して、では幾つかの市町村で協働してそういったサービスができないかとか、そういった、これは国の考え方が変わっていかないとできないかもしれないのですけれども、そういった方向性になってくれば望ましい方向に、こういった小さな自治体でもそういったものができていくのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 今お話を聞いて、本町においては、人数が今のところはそういう方がいないのか若干なのかなというのは今わかりましたけれども、やはり今後、まだまだふえていく可能性もございますし、例えば東松山市とかは、今、さっき県南と県東にしか、6市しか夜間のほうはやっていないとい

うお話でしたけれども、今後、東松山のほうとかでそういうのができるとかというお話は聞いてはいないでしょうか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

5期の計画自体は、どこの自治体もちょうど今もうでき上がるころだと思います。東松山市さんの5期の計画自体は見させていただいておらないのですが、近隣でそういったものをやるというようなお話は、今のところは伺ってはいません。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 310 ページ、311 ページです。地域支援の事業で、シニアのいきいきなごみ講座事業です。これが、元気はつらつ教室も今年はかなり予算がふえております。どのような委託の事業をされていくのかということ。それから、その下にもありますシニアいきいきステップアップですか、これもちょっと名前が変わっているのかと思いますけれども、シニアいきいき講座、これも去年と比べるとかなり増額になっています。この委託される事業の内容のようなものをお尋ねしたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、次のページはぐってもらって 313 ページなので、地域住民のグループ支援事業があるのですが、ここの

ところはほぼ去年と同じ予算になっているのですけれども、なごみの事業がこちらのほうに動いてくるのかと思うのですけれども、この 95 万円の事業内容ですか、23 年と同じようなことが予定されるのか、新たに何か追加してやっていく事業があるのか。

以上、お尋ねいたします。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、シニアいきいきなごみ講座事業とシニアいきいきステップアップ講座事業なのですけれども、これは昨年度からの継続して内容的には同じものなのですが、今までは町の職員がその場に出向いて実施をしておったわけなのですけれども、これを業者に委託をして、この事業を運営していただく方向性で考えております。

この2つの講座を来年度からはなごみを会場として実施しまして、この講座を修了した人たちが、そのなごみを利用して自主的な活動を継続していけるような方向で考えております。

続きまして、313 ページの地域住民グループ支援事業の委託なのですけれども、なごみ講座の委託のほうが、来年度、社会福祉協議会さんのほうで.....

〔何事か言う人あり〕

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 失礼しました。なごみの講座は来年度も同じような内容で実施をしていく予定であります。

以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 では、このなごみのほうの講座が新しく新たに拡大していくということではなくて、あくまでも今まで役場の職員でやっていたことが委託をされていくということになるのでしょうか。それで、主にその内容だけ、どのような主な事業があるのか、それをちょっと教えてください。事業内容。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 シニアいきいき講座なのですけれども、事業内容は運動機能の向上と、あと口腔機能の向上、それから栄養改善ということで、その3つの内容を織りまぜまして、教室を開催していきます。

シニアいきいきなごみ講座というのが3カ月間講座を実施しまして、それがワンクールになります。そこを卒業した方たちがステップアップ講座ということで、シニアいきいきステップアップ講座事業のほうに参加をしまして、1年間参加して、その後卒業して、自主グループに向かっていくという方向性であります。

それで、この1次予防事業なのですけれども、一般の高齢者の方が参加しますので、参加者の伸びが、なかなかやはりここ少なくなっておりますの

で、その委託した分を職員のほうが対象者に働きかけて参加者をふやしていこうという考えでおります。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 では、今、ふやしていくということで、今年あたりの目標としている人数はどのぐらいを目標にされているのですか。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 現在、20名定員で実施しておるのですけれども、参加者がやはり20名に満たない、18名とか17名ぐらいなのですけれども。来年度は、少し20名以上、ちょっと、30名を目標にして参加者をふやしていこうと考えております。

以上です。

○青柳賢治委員 わかりました。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計予算の議定についての件を採決いたします。本案を可決すべきものとすることに賛成

の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 1時57分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第25号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計予算の議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 志賀2区の公共ますの工事を行いますね。この工事が終了すると、全体で何%ぐらいの工事が終了となるのか。雨水の流れ込みの

件、それが防げるようになるのか、伺えればと思います。

それから、花見台は、これどういうことで壊れてしまったのか、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから、合併処理を新年度からこれやっていくわけですがけれども、あわせて下水もやっていくわけですね。職員の関係では少し増員が必要なのかなというふうに思うのですけれども、担当課としてはどういうふうにお考えなのか伺いたしたいと思います。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

初めのご質問の志賀2区地内の公共ますの修繕の関係でございますが、これにつきましては平成24年度工事をさせていただきますと、ほぼ100%できる予定になっております。

それと、なぜほぼと申しますと、ますの上に、家庭によっては物置だとか植木、庭石等、築山等がつくられてしまっている。現実的に、それをどかさないとその修理がさせていただけないという、実際に現況調査を以前させていただいていますので、そういうご家庭もあるので、その辺は所有者の方に了解を得て、その辺が若干どうしても残ってしまう部分があるかと思えます。基本的には対象のますについては修繕が終了すると、24年度において。そういう予定になっております。

それと、花見台が壊れた、これはマンホールポンプの関係でよろしいの

でしょうか。

〔「ますになります」と言う人あり〕

○大澤雄二上下水道課長 ますのほうのあれ。これにつきましては、壊れたといいますか、当初、花見台の工業団地を造成するころは、今は塩ビ製の公共ますを使わせていただいているのですが、以前は組み立て式のコンクリート製のものでつくってあるものですから、この目地のところから余分な木の根とか草の根だとかそういうのが浸透してきて、不明水の原因になるというのですか、地下水の浸透等がありますので、そういうのを防ぐために、花見台につきましても基数は少ないですけれども、順次そういうふうなところで、特に現地を確認して、状態の悪いものから順次修理をさせていただくというのが実情でございます。

それと、3番目の浄化槽の事業が始まって、浄化槽と下水道の事業、同じ担当で実施をするのについて、職員の体制はどうかというご質問でございますが、浄化槽事業につきましては、以前の臨時議会で事業契約のご承認をいただいたわけですけれども、PFI事業ということで近隣の町村で実施をしている直営型の市町村設置型ではなくて、PFI事業ということで民間の活力、技術力等を利用させていただいて事業を進めるということで、基本的には今の現体制で私といたしましては事業実施ができていけるのかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。志賀2区の件なのですが、100%これで。そうすると、不明水があそこはもうほぼ防げるということであるわけですから、わかりました。

花見台の件ですが、そうすると、今までのコンクリートのつくりですと、全体がもうコンクリートになっているわけでしょう、あそこは。調べた結果、3カ所かどうかもわからないということが言えるわけですよ。4カ所あった、5カ所あったということもあると思うのですけれども、その場合の対応と、そういうコンクリートでつくられているというのは多くのところでもあるのではないのでしょうか。うちあたりもそうですもの。そういうところも順次調べていくのか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

花見台の公共ますの修理の関係ですが、3カ所か、さらにあるのかということですが、現実的には、だからすべてをまだ修理ができているわけではございませんので、特に先ほど申し上げたような状況が激しいものというのですか、そういうところから実施をしてきているというのが実情でございます。今後もだから引き続き箇所数は少ないですけれども、続けていきたいと思っております。

それと、ほかの地域についても、現実的に先ほど申し上げたような事例

がありまして、ますから汚水があふれてしまったと、そういう事例も現実にご
ざいます。それを調べていきますと、草の根がまるっきり大きくなっていたり、
取りつけ管をふさいでしまったと、そういう事情がありますので、そういうとこ
ろについては、その都度修理をさせていただいているということでございま
す。

志賀2区のほうが終わってくれば、当然ほかについても、だから今後は
その辺のところも検討をしていく必要があるかとは思っておりますので、そ
の辺については十分検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計予算の
議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 2時06分

再 開 午後 2時07分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第26号 平成24年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 有収率が大変上がってきて、90数%まで。それで、古い管がこの24年度ではどの程度改善、取りかえられるのでしょうか。その結果、有収率がどの程度上がるのか、ちょっとわかったら伺いたいと思います。

それと、県水の関係なのですが、全体の約24%を受け入れているということでご説明あったわけです。約4,600万円かかっているということで、自

前で嵐山町の場合できるわけですね。ですので、もう少し下げていることができないのか、どんな交渉をしているのか、ちょっと伺えればなと思います。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

初めのご質問ですが、古い管がどのくらい 24 年度で更新が予定されているのかというお尋ねですが、24 年度には 3,330 メーター予算上予定をさせていただいております。口径につきましては、50 ミリから 400 ミリまでの口径が対象となっております。

それと、有収率の関係ですが、この整備がされて有収率がどのように影響してくるのかということですが、これにつきましては実際にやってみないとこの予測というのはちょっと難しいのかなと思います。

ただし、今年度、23 年度、今の状況をちょっとお話をさせていただきますと、先ほど 22 年度で有収率が 90 数%にというお話がございましたが、22 年度決算におきましては 93.29%という有収率を出させていただいておりますが、23 年度、今見込みでございますが、見込みでいきますと 93 から 94%ぐらい、去年とほぼ同等か、もう少しよければちょっと超えるぐらいの今見込みをさせていただいているところでございます。

それから、県水の問題ですが、県水につきましては 24%ぐらいの配水量に占める割合が受水をする予定になっております。これの受水量の軽減と

いうのですか、量を下げられないかというお話でございますが、これにつきましては2月にも県からこの受水に関して、逆に受水をできればだからふやしてほしいということで、企業、我々町の水道事業と同じように供給事業として事業をしているのですから、町と同じように給水量が当然減になっている傾向、人口減等もございますので、そういうふうなところで、できればもうちょっと上げていただきたいというような、そういうふうな交渉に逆に向こうは来られまして、いずれにしても今、受水をしている、23年度受水をしている割合の制度で町としてもお願いをしたいということで、いずれにしても以前から比べると、だから受水量については数量的に、ちょっと資料今は持ち合わせていないのであれなのですけれども、減量にはなっておりますので、これを維持をしていきたいというのですか、これ以上増量にならないような形で県にもお願いはしていきたいと。県には、町の事情等もその辺をご理解いただいて、昨年と同様の程度の受水であれば、受水率という件もありまして、だから量というか、各自治体の受水率が下がらなければ、その辺のことでは応じていきたいという、そういうふうにも量的に多少落ちてきてもパーセンテージ的に、だから県からの供給の割合が前年より下回らないような形であればというふうな、そんなふうなご回答をいただいております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 有収率の件ですが、そうすると平成22年からはそんなに

上がってはいないということなのではないでしょうか。23年度も工事をしているわけですよ。でも、そこは漏水などしていなかったということで、そうすると、そういうことがこの24年度も言えるかもしれないので、ちょっと読めないということなのではないでしょうか。わかりました。

県水の関係ですけれども、24%というともう4分の1が県水ですから、自前で100%賄える町であるのに、4分の1も県から買うというのは、どう考えても理解に苦しむのです。県も大変でしょうね、いろいろ。さらに、ハツ場ダムにもつぎ込むというのですから、むちゃくちゃなことです、私に言わせれば。それはさておいても、やっぱりもう少し主張は主張でこちらもしていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか、その辺。課長がいいか、ちょっと町長がいいか。

○吉場道雄委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

最初、県水をお願いするときに、日量、一定の1日このくらいお願いしますという形で申し込みをしながら計画を立てたという感じですが。当然、それはいろんな水源とかそういうものがあつたほうがいいわけでごさいます、特にあのとき花見台の工業団地が操業をするということがあつて、北部に1つの拠点をつくって県水を導入しながら、できるだけ工業団地へ県水を集中して導入していこうという最初の計画だったわけなのです。

ところが、今、川口委員ご指摘のように、嵐山にもそれぞれの水源ございますので、最初計画ではこうつくったのだけれども、最初はこのくらいで勘弁してくださいということで、かなり小さな供給を受けていたわけなのですが、その後、当然工業団地も活発にしてきましたので、先ほど言ったような形になってきたということです。

だから、先ほどお話しのように県とすれば、最初の約束がこうなのだからもっと使ってくださいよというのが基本的な考え方なのです。ただ、今は人口減少だとかいろいろありまして、全体の供給量の、嵐山の場合にはこのぐらいなら今の供給量としてこれ以上無理は言わないでいこうというのが県の考え方です。したがって、今後どういう形になっていくかはあれでございますけれども、いずれにしても最終的には全県下、一つの上水道とかという考え方も県とすればあるわけなのです。したがって、そういう意味からいけば、やはり一定の量を県にお願いをして町の中に供給するというのは、それなりに必要なのかなというふうに思っています。いずれにしても、これ以上なるべく県水をふやさないようには町としては考えていきたいなというふうに基本的には思っています。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点お聞きしたいと思うのですが、火災が発生する

とこの消火栓で消防車つながるわけですがけれども、前も消火栓の水の出が悪いとかなんとかというお話もあつたりしたのですけれども、幾つかのところ
がその消火栓の容量ですか、それもふやしていると思うのですけれども、沼地があるとか川があるとかというと、そこから消防車つなげると思うのですけれども、消火栓につなげた場合にかなりの使用量がふえてくることもあるのだらうと思うのですけれども、その関係の水量というのはある程度調査はされてきているのでしょうか。それと、そのメーターなんかは明らかに出てくるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

消火栓を使用したときの水量のご質問ですが、これにつきましてはメーターだとかそういうものは取りつけてございませんので、火災のときに使った使用水量を消防署が推定をさせていただいているのだと思うのですけれども、消防署に報告をいただいて、その水量は火災時に使ったもの、あるいは防火水槽に補充をしたもの、そういうふうなことで消防用に使用した水量としてうちのほうでは把握をさせていただいて、それをもとに、決算のときもそのような形で経理をさせていただいているのが実情でございます。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、あくまでも消防署からの使用量という形になってしまうのでしょうか。町のほうからは、どのくらい使われたかというのは、

そのことによってカウントしていくという形になっているのでしょうか。

それと、例えば他の形で、よく下水道のときも不明水だとかいろんな問題があったのですけれども、そういう関係では漏水や何かとも混同してしまうこともあるのかなと思っているのですが、その辺はどうなのでしょう。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 カウントにつきましては、先ほど申し上げましたように消防署からの報告数値、水量でやらせていただいておりますので、だから漏水その他不明水につきましては、あとは有収水量の部分と、そのほかに料金にならない部分といいますと、配管工事をさせていただいて、その後、新しい管にするときには、当然新しい管をきれいに内部を洗浄しないとイケないものですから、そういうふうなもの、それは町の職員が計算上、口径だとかを考慮してそういうふうに使った水とか、そういうふうなものを積み重ねていって、その水量を出させていただいていると。そののが漏水によるものかどうかというのは、あとは下水でいう不明水というような形になるわけですけれども、そんなような形で数量を把握をさせていただいているのが実情でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2点お伺いします。

浄水場の第2浄水場あるいは第1浄水場の屋根の防水工事ということで予算化がされているようですが、この事業の中身、面積が違うのか、金額が違うわけですが、それぞれどんな内容なのか伺いたと思います。

それからもう一点、配水本管施設工事なのですが、千手堂、遠山送配水管布設替え工事ということで、これは国の補助をもらってやるようでございますが、300ミリ、400ミリで、説明書によりますと840メートルで1億円ということになっているのですが、これの千手堂、遠山となっておりますが、実態的にはわかりやすくどういう場所ということがお聞きできればありがたいというふうに思います。

国のほうではライフライン強化ということで補助ということなのですが、パーセントでなくて金額1,500万なのですが、国はライフライン強化というのがあと4~5%ですか、その積算のこの根拠はどういうことになりますか、国の補助の。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

第1浄水場の屋根の防水工事、それと第2浄水場の配水池の屋根の防水工事の関係でございますが、これにつきましては第1浄水場につきましては管理棟及び機械室の陸屋根になっております屋根の部分が、大きな雨、大降りが来たときには漏水を一部する箇所がございます、それでございますので、その防水工事をやらせていただくと。

それと、第2浄水場につきましては、配水池の上がドーム状に、おわん型になっているわけですが、その部分が昭和55～56年のころ築造したものですから劣化をしてくまして、ここは中からは漏水箇所はちょっと確認できないのですが、外の劣化状態がかなり激しいものですから、その部分を補修をさせていただくものでございます。なお、金額の差については、その施工面積が異なるためにこのような金額の差が生じているものでございます。

次に、2番目の送配水管の配管工事の国庫補助金の関係でございますが、国の補助対象額が、町の予算額でいきますと1億円予算化をさせていただいておりますが、そのうち6,000万円が補助対象額ということで、その補助率が4分の1ということで1,500万円の国庫補助金を歳入で見込ませていただいているものでございます。

あと、場所につきましては、バイパスのところに農産物の直売所があるかと思うのですが、そこから遠山に向かっていきまして、左側に神社が、千手堂側に分かれるところにあるかと思うのですが、おおよそそこから配水池が、頂上の峠のところに配水池がございますが、そこまでの間を予定区域とさせていただいております。なお、口径300と400ミリ、300ミリが送水管、第1浄水場から配水池へ水を送り上げるために使う送水管でございます。それと、400ミリにつきましては、第1の配水池から各家庭に配水をするための配水管でございます。これダブルで同時に施工する予定になっており

ます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 勘違いしていてすみません。第1のほうは管理棟の屋根ということですので、わかりました。これ、ただ一部というのだけれども、ある程度危ないところとか、必要なところというのは全部やれるのですか、これで。なかなか私なんかも行けないで、ずっと前から管理棟傷んでいるところがあったりしているのは承知をしているのですが、なかなか現場まで行っていないので申しわけなく思っています。その屋根のところ、屋根の部分は全部やれると、今回全部やるというとらえ方でいいのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

防水につきましては、屋根全体を防水をさせていただくということで、漏水箇所のその一部だけを補修をするということではございませんので、全体的に防水をさせていただく予定になってございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 まず、4条予算なのですけれども、建設改良費を1件、建設改良をやるための不足額を3億5,000万取り崩すというふうになってい

と思うのですけれども、お聞きしたいのは内部留保部分、年度末現在でどのくらいになるのか、あるいは23年度であればなっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

23年度末の見込みで申し上げますと、11億631万2,455円になる予定でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 それで、3条予算のほうなのですけれども、純利益が22年で約3,000万、それから23年が3,350万、新年度の見込みが多分2,500万くらいになるのだと思うのです。そういう面では、料金体系の見直しや料金の引き下げというものが実際として考えられるのかどうか、その見通しがあるのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

○吉場道雄委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

その辺を24年度で考えていきたいなというふうに思っております。特に今までお話をさせていただいたことがあるかも知れませんが、企業誘致をするときの、例えばほかの自治体と実際の水道料金が嵐山が高いとかいう話もございます。したがって、その辺は前々から何か考えなければい

けないかなというふうには思っておったわけですがけれども、それも、このところ進出の企業が、ちょっとすぐという話がなかったのでここまで来てしまったのですけれども、24年度、その辺をとらえ、そしてできることなら一般家庭も含めてちょっとその辺は検討していきたいなというふうに思っております。24年度中には結論を出していきたいと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第26号 平成24年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎委員長閉会のあいさつ

○吉場道雄委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました
予算議案6案の審議はすべて終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでした。

また、町長、副町長、教育長をはじめとする説明員の皆様には、お忙しい中出席をいただき、まことにありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 では、そのようにさせていただきます。

◎閉会の宣告

○吉場道雄委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午後 2時34分)